

名古屋市立病院紀要論文投稿要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋市立病院紀要（以下「紀要」という。）に記載する論文の投稿に関し必要な事項を定めるものとする。

(投稿論文)

第2条 紀要に掲載する投稿論文は、次のいずれかに該当する論文であって、国内外を問わず未発表のものに限る。

- (1) 原著 科学論文として論理的で独創的な新知見が示されており、学術上の価値があると認められる論文
- (2) 研究報告 原著論文の条件は満たさないが、研究成果をまとめたもので掲載の意義があると認められる論文
- (3) 速報 新たに開発した研究方法又は将来の発展が見込まれる価値のある新知見を早急に報告する論文
- (4) 事例（症例）報告 希少な事例を報告する今後の実践に有益な論文
- (5) 依頼稿 名古屋市立病院紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が投稿を依頼した名古屋市立病院の職員に有益な論文
- (6) 特集 特定のテーマに関する複数の専門家に依頼した論文

2 人を対象にした研究に関する投稿論文は、世界医師会によるヘルシンキ宣言の精神に準拠し、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等の最新の倫理指針を遵守して行われた研究であって、名古屋市立病院（名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターをいう。以下同じ。）の倫理委員会等の承認を受けたものに基づく論文でなければならない。

3 投稿論文の投稿者は、掲載を希望する紀要の投稿論文提出期限の日において現に名古屋市立病院の職員である者に限る。ただし、名古屋市立病院の職員との共著者及び委員会が投稿を依頼した者は、この限りでない。

(論文作成要領)

第3条 原稿本文、和文抄録、文献及び図表の文字数等は、次のとおりとする。

	原稿本文	和文抄録	文献	図表
原 著	12,000字以内	800字以内	20編以内	9点以内
研 究 報 告	4,800字以内	600字以内	15編以内	5点以内
速 報	3,200字以内	600字以内	15編以内	5点以内
事例（症例）報告	3,200字以内	600字以内	15編以内	5点以内
依 頼 稿	12,000字以内	800字以内	20編以内	9点以内
特 集	12,000字以内	800字以内	20編以内	9点以内

2 原稿は、A4判、800字詰（32文字×25行）、12ポイント、明朝体、横書きで、専門用語以外は常用漢字及び新かな遣いを用い、①和文抄録、②原稿本文、③文献、④図表並びにそのタイトル及び説明文の順で記述するとともに、行番号及び頁数を表示し、番号毎（①～④）に改ページを行う。④については別のファイルで作成してもよい。

3 原稿には所定の表紙をつけ、これに論文種別、表題、投稿者の所属及び氏名、キーワード（日本語で3語以内）、英文タイトル、別刷希望部数等を記入し、コンパクトディスク又はUSBメモリにテキスト形式にて保存の上、A4判用紙に出力したものを添えて提出するものとする。

4 各専門分野で認められている省略記号以外、術語の省略はしない。なお、略語を使う場合は、原則として原稿本文及び和文抄録ともに初出時にフルスペルで明示する。また、外国人名は原語を、薬品などの化学用語は学術名を用いる。

5 原稿本文の構成は、①緒言（はじめに）、②対象及び方法（又は症例）、③成績（結果）、④考察、⑤結語（結論）の順を原則とする。

6 図表の挿入場所について特に指示がある場合には、挿入場所を指定しなければならない。顕微鏡写真については、倍率及び染色方法を明記するものとする。また、表○の標記は上部、図○の標記は下部に統一し、掲載の大きさは委員会に一任するものとする。なお、図表はモノクロームでの掲載を原則とする。

7 文献の記録は、次の例によるものとする。

(1) 雑誌 著者名(4名以上は他又はet al.):論文題名, 雑誌名 巻数:頁-頁, 発行年(西暦)

【記載例 1】

野上裕子、岸川禮子、小田島博 他:高齢者気管支喘息の特徴について, アレルギー 42:514-521, 1993

【記載例 2】

Marten K, Bremer C, Khazaie K, et al. Detection of dysplastic intestinal adenomas using enzyme sensing molecular beacons. *Gastroenterology* 122:406-414, 2002

(2) 単行本 著者名:論文題名, 編集者名:出版社, 書名 pp頁-頁, 発刊年(西暦)

【記載例 3】

上田龍三:遺伝子治療とは-基礎から応用へ, 西條長宏編:医薬ジャーナル社 pp283-284, 2002

(3) 電子文献(オンライン上の定期刊行物又は文章) 著者名(発行年)、記事タイトル、定期刊行物等の名称、頁-頁、検索した年月日、情報源(URL等)

【記載例 4】

名古屋花子(2015)、陽子線治療とは、検索年月日2016年12月10日、<http://nagoya.city.〇〇>

8 共著者を含む全著者について当該投稿論文の内容に関する利益相反の有無を投稿論文の末尾に明記するものとする。

(投稿論文の修正)

第4条 投稿者は、名古屋市立病院紀要編集委員会(以下「委員会」という。)から投稿論文の修正を求められたときは、投稿論文を修正して再提出することができる。この場合において修正した投稿論文の再提出を行わないときは、論文の投稿を取り下げたものとみなす。

(別刷)

第5条 原著の著者に限り、50部を限度として無料で別刷の交付を求めることができるものとする。ただし、著者が増刷の実費を負担する場合には、50部を超えて別刷の交付を求めることができるものとする。

(権利の帰属等)

第6条 紀要に掲載された投稿論文に関する著作権その他の知的財産権は、すべて名古屋市に帰属し、著者は名古屋市の承諾を得ないで他に公表、譲渡、貸与又は使用することはできないものとする。

2 紀要に掲載された内容の電子化については、共著者を含むすべての関係者が了承するものとする。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、委員会において行う。

附 則

1 この要領は、決定の日から施行する。

2 この要領は、決定の日以後に投稿論文を募集する紀要について適用し、同日前に投稿論文を募集した紀要については、なお従前の例による。

3 名古屋市立病院紀要投稿規程は、廃止する。

名古屋市立病院紀要業績等掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋市立病院紀要（以下「紀要」という。）への業績及び医療活動に関する実績の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(業績の掲載基準)

第2条 紀要に掲載する業績は、原稿提出期限の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間（以下「対象期間」という。）において名古屋市立病院（名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターをいう。以下同じ。）の職員が筆頭者として発行・発表・報告等を行った著書及び研究論文並びに対象期間中に開催された学会、研究会及び講演・院内セミナー等における発表・報告等（以下「著書等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、筆頭者が名古屋市立病院を退職した後、対象期間中に発行・発表・報告等を行った著書等のうち、筆頭者が名古屋市立病院に在職中に行った研究に基づくものについては、紀要に掲載することができるものとする。

3 紀要に業績を掲載する際は、原則として、当該業績の筆頭者だけでなく、すべての著者・発表者・演者等の氏名を発表等が行われたとおりに記載する。

(医療活動に関する実績の掲載基準)

第2条 紀要に掲載する医療活動に関する実績は、対象期間中に名古屋市立病院が行った主な医療活動に関する実績とする。

(改廃)

第3条 この基準の改廃は、委員会において行う。

附 則

1 この要領は、決定の日から施行し、同日以後に発行する紀要について適用する。

2 業績集の掲載基準は、廃止する。